

仕 様 書

1 業務の名称

札幌オリンピックミュージアム魅力アップ調査業務

2 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで。

ただし、下記6の成果物については、同年1月31日（金）までに提出すること。

なお、展示リニューアルに係る費用の概算金額（内訳を一覧にしたもの）について、令和6年9月30日（月）までに提出すること。

3 目的

札幌オリンピックミュージアムは、開館以来、オリンピック及びパラリンピックの歴史と価値並びに冬季オリンピック等の開催都市としての栄誉と功績を後世に継承し、ウィンタースポーツに関する興味と理解を深める機会の提供を通じて、オリンピック及びパラリンピックの理念を広く伝え、ウィンタースポーツの普及振興に寄与している。

しかしながら、体験装置や機器類の年数経過による老朽化や満足度の低下などにより、新たな展示環境構築が必要となっている。

本業務は、既存展示室を中心として体験装置や機器類（空調設備や給排水設備などの建物付属設備は除く。以下同じ。）の更新等に係る調査を行うとともに、今後のリニューアル整備に向けた検討・提案を行うことを目的とする。

4 対象範囲

札幌オリンピックミュージアムの1階及び2階部分とする。

5 業務内容

(1) 現展示室の現状調査・課題整理

体験装置等の現在の展示状況について、現地で実物を確認の上、別紙の視点で調査を行い、委託者及び札幌市ジャンプ競技場等指定管理者との問題意識の共有を行うとともに、今後の利活用の可否なども含め課題整理を行う。

(2) 展示リニューアルの方向性や考え方の提案

上記(1)を踏まえて、展示リニューアルの方向性や考え方を提案する。

(3) 展示整備スケジュールの作成

展示リニューアルに向けた設計、制作及び機器類の更新に係るスケジュール案を作成する。

(4) 展示整備規模及び費用の検討

展示リニューアルに係る整備規模及び費用について、類似施設の事例等から検討し、コーナーごとの内訳を含めて提案する。

(5) 打ち合わせ

上記(1)～(4)に係る検討のため、業務の進捗確認を含めた委託者との打ち合わせを適宜行う。打ち合わせは委託者と受託者が協議の上、対面又はWeb会議等により行う。

6 成果物

(1) 5(1)～(5)に係る報告書（A4判、5部）

(2) 上記(1)の電子データ

7 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクル、分別の適切な処理に努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすよう努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 特記事項

(1) 受託者は、本業務の着手に当たって、実施のための執行体制及びスケジュールを委託者に提示し、了承を得ること。

- (2) 受託者は、委託者と密接な連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、委託者の確認を得ること。また、進捗状況に関して委託者の指示を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の履行に当たり知り得た一切の事項について、外部に漏えいしないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 履行期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (5) 本業務の実施に当たり誠実に履行するとともに、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得るように努力すること。
- (6) 受託者は、業務の履行に当たっては委託者の指示に従い、疑義のあるときは必ず委託者と協議しなければならない。また、業務履行成果の検査立会及び必要資料の提出を要請されたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- (7) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。
- (8) 本業務の履行にあたり取得、作成した肖像、著作物及び商標等に係る肖像権、著作権、商標権並びにその他の諸権利については、委託者に帰属するものとする。
- (9) 受託者が提供を受けたデータ及び写真等資料については、業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (10) 成果品の著作権は委託者に帰属するものとする。ただし、本業務に当たっては第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを利用するときには、あらかじめ委託者と協議の上、著作権法（昭和45年法律第48号）上に定められた手続きを行うこと。
- (11) 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (12) その他この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度委託者及び受託者間で協議の上、定めることとする。

8 問い合わせ先

札幌市スポーツ局スポーツ部施設課 担当：鷺見 TEL：(011)211-3045
(札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE 札幌ビル9階)

札幌オリンピックミュージアム魅力アップ調査業務

前提条件

札幌オリンピックミュージアム（旧：札幌ウィンタースポーツミュージアム）が大倉山で開館してから23年が経過し、老朽化が進んでいる体験装置や機器類の更新などのリニューアルに向けた調査検討を行う。

来館者への満足度向上

展示物の老朽化等に伴う不具合で来館者への満足度が低下している現状をふまえ、展示のハード・ソフト両面でのリニューアル等の見直しや、今後の容易なメンテナンスへの対応が課題となっている。

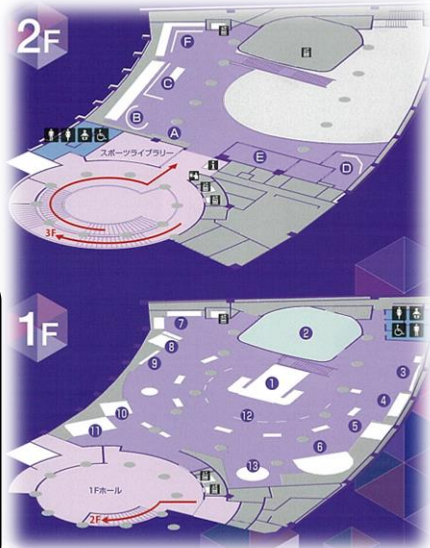
観光拠点としての魅力向上

大倉山展望台のゲートウェイ施設として、国内外の観光客を含めた来館者への魅力向上をはかっていく必要がある。

調査の視点

展示室全体の見直し

札幌らしいオリンピックミュージアムとして、展示室全体のあるべき方向性について検討する。



展示物の魅力向上

ハード・ソフト両面の老朽化への対応を調査し、魅力の向上かつメンテナンスがより容易なリニューアルを検討する。

オリ・パラ教育への対応

札幌オリンピックの歴史を踏まえた学習を通してふるさと札幌を愛する心の育成を図るオリンピック・パラリンピック教育に資する見直しを行う。

種目の多様化への対応

冬季オリンピック種目の多様化に併せて、展示室でとりあげていくべき種目について再検討する。

観光集客視点

大倉山展望台のゲートウェイとして、観光施設としての集客力強化に向けた魅力アップについて検討する。

（参考）札幌オリンピックミュージアムを活用した学習

